

令和5年美浦村告示第89号

令和5年第1回美浦村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年4月24日

美浦村長職務代理者
美浦村職員 青野 克美

記

1. 期 日 令和5年4月28日
2. 場 所 美浦村議会議場
3. 付議事件
 - (1) 議長選挙について
 - (2) 議席の指定について
 - (3) 副議長選挙について
 - (4) 議席の一部変更について
 - (5) 常任委員の選任について
 - (6) 議会運営委員の選任について
 - (7) 江戸崎地方衛生土木組合議会議員の選挙について
 - (8) 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
 - (9) 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について
 - (10) 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について
 - (11) 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例)
 - (12) 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
 - (13) 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例)

- (14) 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
- (15) 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
- (16) 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村税条例の一部を改正する条例)
- (17) 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- (18) 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- (19) 監査委員の選任について
- (20) 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第1号）
- (21) 美浦村大山マリーナの設置及び管理に関する条例

令和5年第1回美浦村議会臨時会会期日程

期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事 内 容
4月28日	金	本会議	午前10時	開会 仮議席の指定 議長選挙 議席の指定 副議長選挙 議席の一部変更 常任・議会運営委員の選任 各一部事務組合議会議員選挙 広域連合議会議員補欠選挙 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 閉会

令和5年第1回美浦村議会臨時会提出議案提案理由説明書

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

13ページ・14ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、こども家庭庁設置法が公布され、4月1日から施行されることに伴い、本村子ども子育て会議条例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分を行いましたので、同上第3項に基づき御報告をするとともに、御承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、子ども子育て支援法の条ずれに伴う改正でございます。

以上、議案第1号 専決処分を行いました美浦村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

15ページから17ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令に、児童の安全の確保に関する計画の策定、児童のバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定及び非常時の業務継続計画の策定等に係る規定が追加されたことに伴い、美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正するものでございます。

以上、議案第2号 専決処分を行いました美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

18ページ・19ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う子ども・子育て支援法の改正により、美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の子ど

も・子育て支援法引用箇所の改正するものでございます。

以上、議案第3号 専決処分を行いました美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

20ページ・21ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、民法及び児童福祉法の改正による懲戒権に関する規定の削除並びにこども家庭庁設置法の施行に伴う子ども・子育て支援法及び学校教育法の改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準府令が改正されたため、美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について所要の改正をするものでございます。

以上、議案第4号 専決処分を行いました美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

22ページから24ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、民法及び児童福祉法の改正による懲戒権に関する規定の削除並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令に、乳幼児の安全の確保に関する計画の策定及び乳幼児のバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定が追加されたことに伴い、美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正をするものでございます。

以上、議案第5号 専決処分を行いました美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村税条例の一部を改正する条例)

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

25ページから29ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、「令和5年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和5年3月31日に内閣府より公布され、4月1日から施行されていることに伴い、本村税条例等の改正が必要な項目について、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき御報告をするとともに、御承認をお願いするものでございます。

今回の改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、固定資産税について長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、適用期限を令和8年3月31日まで最大3年間延長するほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うものです。

以上、議案第6号 専決処分を行いました美浦村税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

※グリーン化特例……用途及び総排気量等の区分に応じ、軽自動車の所有者に課税される種別割の特例措置。

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例)

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

30ページ・31ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、美浦村国民健康保険条例の一部改正について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、4月1日から施行されることに伴い、本村国民健康保険条例に改正が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分を行いましたので、同上第3項に基づき御報告をするとともに、御承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、出産育児一時金の支給額引き上げでございます。

以上、議案第7号 専決処分を行いました美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第8号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第8号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

32ページ・33ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、美浦村国民健康保険税条例の一部改正について、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本村国民健康保険税条例に改正が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分を行いましたので、同上第3項に基づき御報告をするとともに、御承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険税の賦課限度額改正と減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しでございます。

以上、議案第8号 専決処分を行いました美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第9号 監査委員の選任について

議案第9号 監査委員の選任につきまして、御説明申し上げます。

34ページをお開きいただきたいと思います。

本村監査委員の選任についてでございますが、引き続き岡沢 清氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

岡沢 清議員におかれましては、平成23年9月から美浦村議会議員として4期在職され、議会議員としての経験豊富でありますことを踏まえ、監査委員としても議会選出監査委員として村財務管理や事業内容への的確な助言をしていただきました。

引き続きの監査委員の選任について、議会の御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第10号 美浦村大山マリーナの設置及び管理に関する条例

議案第10号 美浦村大山マリーナの設置及び管理に関する条例につきまして、御説明申し上げます。

35ページから38ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は、本村の南東に位置する、通称大山スロープ及び大山水防拠点につきまして、一体として管理することとし、霞ヶ浦、湖岸及び周辺地域の秩序ある利用を図り、湖上レクリエーションの健全な発展と地域の振興に寄与することを目的として、制定するものであります。

なお、大山スロープにつきましては、本年4月1日より、国土交通省霞ヶ浦河川事務所から占用許可をいただき、美浦村で管理することとなり、これまで占用許可を頂

いておりました大山水防拠点と合わせて、7月1日からの指定管理者制度による管理を行うこととしております。

以上、議案第10号につきまして御説明申し上げます。

議案第11号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第1号）

議案第11号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

39ページをお開きいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ1,410万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ77億6,710万8,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、国が3月22日に、物価・賃金・生活総合対策本部において、「児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯やその他の住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給する」ことを決定し、支給の時期は可能な限り速やかに行うこととしたことにより、給付金及び給付に要する事務費の計上をいたしております。

また、大山スロープにつきまして、今年4月1日より、国土交通省霞ヶ浦河川事務所から占用許可をいただき、美浦村で管理することとなり、7月1日からの指定管理者制度導入による、適正な管理をするための工事費の計上をいたしております。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

45ページをお開きください。

総務費の総務管理費では、企画費で、大山スロープ内の駐艇場の整備工事費として601万7,000円を計上いたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

民生費の児童福祉費では、児童福祉総務費で、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付費で750万円、その事務費として59万1,000円、総額809万1,000円を計上いたしております。

なお、財源につきましては、全額国庫補助金となっております。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、44ページをお開きください。

はじめに、国庫支出金についてですが、只今、御説明いたしました低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の財源となっておりますので、説明は省略いたします。

続いて、繰入金について申し上げます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分とい

たしまして601万7,000円の増額補正をいたしております。

以上、今回の令和5年度美浦村一般会計補正予算（第1号）の概要について、御説明
申し上げました。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

**令和5年第1回
美浦村議会臨時会会議録 第1号**

令和5年4月28日 開議

議案

(その1)

仮議席の指定について

議長選挙について

(その2)

議席の指定について

会議録署名議員の指名

会期決定の件

副議長選挙について

議席の一部変更について

常任委員の選任について

議会運営委員の選任について

江戸崎地方衛生土木組合議会議員の選挙について

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について

(議案一括上程・一括審議・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例)

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

- 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
 (美浦村税条例の一部を改正する条例)
- 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて
 (美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて
 (美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 (議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)
- 議案第9号 監査委員の選任について
- 議案第10号 美浦村大山マリーナの設置及び管理に関する条例
- 議案第11号 令和5年度美浦村一般会計補正予算(第1号)
 閉会中の所管事務調査について
-

1. 出席議員

1番	下村宏君	2番	塚本光司君
3番	諸岡正明君	4番	北出攻君
5番	松村広志君	6番	葉梨公一君
7番	小泉嘉忠君	8番	岡沢清君
9番	山崎幸子君	10番	林昌子君
11番	小泉輝忠君	12番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	山崎満男君
総務部長	青野克美君
保健福祉部長	吉原克彦君
経済建設部長	岡澤光一君
教育部長	小山久登君
総務課長	笹倉英雄君
企画財政課長	大竹裕幸君
税務課長	佐藤大吾君
収納課長	成嶋幸子君
住民課長	中島紀美江君
会計管理者兼会計課長	圓城達也君

福 祉 介 護 課 長	葉 梨 美 穂 君
国 保 年 金 課 長	浅 野 洋 子 君
都 市 建 設 課 長	米 澤 稔 君
経 済 課 長	正 慶 將 暢 君
生 活 安 全 課 長	富 田 正 寿 君
上 下 水 道 課 長	飯 田 和 徳 君
学 校 教 育 課 長	松 葉 時 男 君
子 育 て 支 援 課 長	福 田 浩 子 君
生 涯 学 習 課 長	石 川 大 志 君
幼 稚 園 長	矢 崎 和 子 君
大 谷 保 育 所 長	広 瀬 良 子 君
木 原 保 育 所 長	鈴 木 玉 恵 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	柳 堀 浩
書 記	田 代 恭 子
書 記	渡 邊 涼 介

○**議会事務局長（柳堀 浩君）** おはようございます。

議会事務局長の柳堀です。

本臨時会は、美浦村議会議員一般選挙後、初めて招集された議会でございます。

したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日、出席されている議員の中で、小泉嘉忠議員が年長議員であります。

議長選挙終了まで、臨時議長の職務を務めていただきます。

ここに、年長の小泉嘉忠議員を御紹介いたします。

小泉嘉忠議員、臨時議長席へお着きください。

[小泉嘉忠君 議長席に着く]

○**臨時議長（小泉嘉忠君）** おはようございます。

ただいま紹介されました、小泉嘉忠です。

地方自治法第107条の規定により、議長の選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願ひします。

本日、広報取材のため、議場での写真撮影を許可しておりますので、御了承願ひます。

○臨時議長（小泉嘉忠君） まず、会議を始める前に、今回の選挙で当選されました諸君と執行部は、初対面の方もございますので、簡単に自己紹介をお願いいたしたいと思います。

それでは、諸岡正明君、お願いします。

○議員（諸岡正明君） おはようございます。諸岡正明であります。

議会議員、初めてでございますので、いろんな面で御面倒かけますけども、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 次に、北出 攻君。

○議員（北出 攻君） 2期目となります、北出 攻でございます。

微力ではございますが、美浦村発展のため頑張っていきたいと思っておりますので、執行部の皆様、よろしくお願ひをいたします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 次に、松村広志君。

○議員（松村広志君） おはようございます。松村広志です。3期目になりました。

皆様には大変お世話になりますが、よろしくお願ひします。

以上です。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 次に、葉梨公一君。

○議員（葉梨公一君） 葉梨公一です。今回3期目、当選させていただきました。

これから美浦村発展のため、微力ではございますが、応援させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

失礼します。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 次に、塚本光司君。

○議員（塚本光司君） 塚本光司でございます。今回4期目となりました。

利を求めず、名を求めずのもと、村のために精進してまいります。御協力をお願いいたします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 次に、岡沢 清君。

○議員（岡沢 清君） 4年間、日々精進してまいりたいと考えています。

よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 次に、山崎幸子君。

○議員（山崎幸子君） 山崎幸子でございます。4期目となります。

美浦村が少しでもより良い村になれるよう頑張っていきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 次に、下村 宏君。

○議員（下村 宏君） 5期目となりました、下村 宏でございます。

皆さんと一緒に美浦村も発展していくように、努力をしていきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 次に、林 昌子君。

○議員（林 昌子君） 林 昌子でございます。6期目となります。

皆様には大変お世話になりますが、微力ではございますけれども、美浦村の地域活性化を目指し、頑張っまいります。

よろしく願いいたします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 次に、小泉輝忠君。

○議員（小泉輝忠君） おはようございます。6期目の当選をいたしました、小泉です。

初心に帰り、全力で頑張りたいと思います。

よろしく願います。

○議員（小泉輝忠君） 次に、沼崎光芳君。

○議員（沼崎光芳君） 7期目となりました、沼崎光芳でございます。

今後ともよろしく願い申し上げます。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 最後に、私、小泉嘉忠でございます。

どうぞよろしく願います。

○臨時議長（小泉嘉忠君） ここで、村長より発言を求められておりますので、これを許します。

中島村長。

〔村長 中島 栄君 登壇〕

○村長（中島 栄君） 改めまして、おはようございます。

令和5年第1回美浦村議会臨時会に御参集、御苦労さまでございます。

議員の皆様におかれましては、このたびの統一地方選に出馬、見事当選されました。改めて、お祝いを申し上げます。

議会と執行部は車の両輪の例えがありますが、村民の要望を行政に迅速に反映されるよう、協議を重ねてまいりたいと思います。

三寒四温の時期も過ぎ、春の装いを木々の若葉に感じられる、過ごしやすい季節となっまいりました。

村内の水田も、田植えの前の作業が日々忙しく行われている様子が見られます。

そんな中、明日から大型連休に入っまいります。

議員の皆様には英気を養っていただき、村民による村民のための村政を、共に進めたいと思います。

本日の臨時会におきましては、美浦村議会の新たな正副議長の選出、議席の指定、市町村で構成する一部事務組合議員の選出など、これから4年間、美浦村議会として村民の公共用に供する役割を担っていただく重要な職務であります。

議案では、議案第1号で、専決処分の承認を求めることについて（美浦村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例）が1件、議案第2号で、専決処分の承認を求

めることについて（美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）が1件、議案第3号で、専決処分の承認を求めることについて（美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例）が1件、議案第4号で、専決処分の承認を求めることについて（美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）が1件、議案第5号で、専決処分の承認を求めることについて（美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）が1件、議案第6号で、専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例の一部を改正する条例）が1件、議案第7号で、専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例）が1件、議案第8号で、専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）が1件、議案第9号で、監査委員の選任についてが1件、議案第10号で、美浦村大山マリーナの設置及び管理に関する条例が1件、議案第11号で、令和5年度美浦村一般会計補正予算（第1号）が1件の、11議案であります。

議員各位には、議会と執行部が村民の安全安心はもとより、日々の暮らしの向上に資するため鋭意努力を重ね、共に協力してまいりたいと考えております。

議員各位の御健勝での御活躍を心より御祈念申し上げ、臨時会の挨拶といたします。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 続いて、執行機関職員の紹介を行います。

はじめに、教育長より御挨拶をいただきたいと思っております。

〔教育長 山崎満男君 登壇〕

○教育長（山崎満男君） 皆さんおはようございます。御当選おめでとうございます。

4月1日付をもちまして教育長職を拝命いたしました、山崎満男でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めて議会に出席させていただいておりますので、自己紹介をさせていただきます。

美浦村の大谷に住んでおります。昭和58年から昭和63年度までの6年間、美浦中学校、平成17年から平成20年度までの4年間を大谷小学校の校長として勤め、定年退職いたしました。

その後、平成21年度から美浦村の生涯学習課の社会教育指導員を1年半勤めて、その後、教育委員を12年半務めました。都合14年間、務めております。

今年度から教育長として辞令をいただきました。教育委員会には携わっていましたが、教育行政は初めてでございます。教員、社会教育指導員、教育委員としての経験を生かしまして、この年になってから初めてフルに働くことになりました。

誇りと気力をもって、健康に留意しながら、精一杯努めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、今年9月から統合小学校の建設が始まります。令和7年4月開校の予定です。

スムーズな学校運営に移行できますよう、計画・実行していきたいと考えています。

美浦村の教育にとって、一大転換期を迎えます。議員の皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

終わります。

○臨時議長（小泉嘉忠君） 続いて、執行機関職員を紹介したいと思います。

〔総務部長・総務部課長等 前に整列〕

○総務部長（青野克美君） 改めましておはようございます。青野でございます。

皆様御存じのとおり、3月いっぱい4部長が退職、その他に課長職が3名退職、計7名の管理職が退職ということで、今年度は大分若返っていると思います。

皆様と同様、力をいただきながら、美浦村がいい方向に進んでいくように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それではまず、総務部のほうから自己紹介というような形になりますが、挨拶させていただきます。

まず最初に、4月から総務部長として仕事をさせていただくことになりました、青野でございます。よろしくお願いいたします。

私の場合、今度の5月で60ということになりますので1年間限定ということになってしまいますが、1年間全力で頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（笹倉英雄君） 総務課、笹倉です。どうぞよろしくお願い致します。

また、統一地方選挙、大変御苦労さまでございました。

選挙管理委員会からですね、最後に後ほど供託金の支払いについて御説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課、大竹です。

引き続きよろしくお願いしたいと思います。

美浦村につきましては、統合小学校の建設、そういったことによりまして、美浦村の姿が大きく変わる大事な局面を迎えようとしております。

企画財政課長といたしまして、美浦村の活性化に努力したいと思いますので、よろしくお願い致します。

○税務課長（佐藤大吾君） 税務課長の佐藤です。

よろしくお願い致します。

私は税務課2年目になりますが、自らが主体的に業務に取り組みまして、成果が出るように考えながら、しっかり業務を行っていききたいと思います。

よろしくお願い致します。

○収納課長（成嶋幸子君） 収納課長の成嶋幸子と申します。

私も2年目となりますので、精一杯頑張っており、皆様の御協力を得ながら、美浦村を良い美浦村にしていきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○**住民課長（中島紀美江君）** 4月1日付で拝命いたしました、住民課長の中島と申します。

課長は初めてですので、努力を惜しまず、しっかりと業務に励んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**会計課長（圓城達也君）** 4月より会計課長になりました、圓城でございます。

慣れない仕事で苦勞しておりますが、早く仕事を覚えて頑張っていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○**議会事務局長（柳堀 浩君）** 2年目となります、議会事務局長の柳堀でございます。

改めましてよろしくお願いいたします。

今年、議会事務局一丸となって頑張っていきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**総務部長（青野克美君）** 以上が総務部となります。

これからもよろしくお願いいたします。

[保健福祉部 前に整列]

○**保健福祉部長（吉原克彦君）** 保健福祉部の吉原と申します。

この4月より保健福祉部長ということで拝命しました。

保健福祉部は福祉介護課、それから健康増進課、国保年金課の3課で、幼児から高齢者まで、幅広く住民の健康福祉に関して業務を行っております。

本日、健康増進課長、都合により休みとなっておりますが、出席している課長から一言ずつ挨拶をいただきたいと思しますので、お願いします。

○**福祉介護課長（葉梨美穂君）** 福祉介護課、葉梨美穂と申します。

よろしくお願いいたします。

頑張る業務に当たっていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○**国保年金課長（浅野洋子君）** 国保年金課、浅野と申します。

国保年金課2年目となりました。

皆さんの国民健康保険のほうが良いように頑張っていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○**保健福祉部長（吉原克彦君）** 保健福祉部は、先ほど申しましたように、乳幼児から高齢者まで、広く業務に携わっております。

村民が住んでよかったと、それから住み慣れた地域で生涯元気に過ごせるように、事業のほう展開してまいりたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

[経済建設部 前に整列]

○**経済建設部長（岡澤光一君）** おはようございます。

4月より経済建設部長を拝命いたしました、岡澤でございます。

微力ではございますけども、村の発展のため、部内4つの課の職員と力を合わせて頑張っていきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、都市建設課長より順に挨拶をさせていただきます。

○都市建設課長（米澤 稔君） 都市建設課、米澤でございます。

都市建設課は今年、都市計画マスタープランに着手いたします。

また、地区計画内の商業施設の誘致を推進していきます。

また、道路整備においては、統合小学校付近の道路、歩道の整備を推進し、村民の生活であるライフラインの維持補修に課員全員で取り組みます。

引き続き、御指導御鞭撻のほどよろしくお願いいたしますと思います。

○経済課長（正慶将暢君） 経済課の正慶でございます。

経済課は2年目でございます。

経済課につきましてははですね、事業化ということで、皆様方にはですね、いろいろな場面で御相談をさせていただく件、御審議をいただく件、あろうかと存じます。

その際にはどうぞよろしくお願いいたします。

○生活安全課長（富田正寿君） 改めましておはようございます。

4月の人事異動で、総務課より生活安全課のほうに配属となりました、富田と申します。

生活安全課、課名にありますとおり、住民の生活と安全を守る重要な部署だと認識しておりますので、住民からの要望には迅速かつ丁寧に課員と当たっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道課長（飯田和徳君） 上下水道課、飯田と申します。

上下水道課はライフラインを担う課ですので、住民の皆様に影響が出ないように頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔教育委員会 前に整列〕

○教育部長（小山久登君） それでは、これから教育委員会、令和5年度事務局のメンバーを紹介させていただきます。

自己紹介のほうでさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

私、4月から教育部長を拝命いたしました、小山でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどありますように、令和5年度、教育委員会といたしましては、統合小学校のハード面では建設、ソフト面では準備委員会の執行、それから児童クラブの整備等々、いろいろと課題を抱えております。

この課題解決に向けまして、議会の皆様の御意見、それから御指導いただきながら進めていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○**学校教育課長（松葉時男君）** 4月1日より学校教育課の課長に拝命されました、松葉時男でございます。

学校教育課に勤務してはもう長いんですけども、課長としてはまだまだ不慣れな部分が多いですので、皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたします。

今年、先ほど小山部長からも挨拶があったとおり、統合小学校につきまして皆様にご審議いただくことも多々あると思いますので、あわせてよろしく願いいたします。

○**子育て支援課長（福田浩子君）** 子育て支援課の福田でございます。

今年度も子育て世帯に寄り添いながら仕事を進めてまいりたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○**生涯学習課長（石川大志君）** 生涯学習課長の石川でございます。

改めましておはようございます。

生涯学習課におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束に伴いまして、今年度は講座・各種事業が盛りだくさんでございます。

議員の皆様にご指導いただきながら、コロナ後の講座、事業、住民ニーズを的確に捉えて展開してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○**幼稚園長（矢崎和子君）** 2年目となります、美浦幼稚園園長となっております、矢崎和子と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

美浦村の子供たちのために安心安全を心がけ、明るく元気な幼稚園としていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○**大谷保育所長（広瀬良子君）** 4月より大谷保育所の所長となりました、広瀬良子と申します。

よろしく申し上げます。

幼稚園と同じように、保育所も美浦村の子供たちのため、また働くお母さんの支援ができますように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○**木原保育所長（鈴木玉恵君）** 木原保育所の鈴木玉恵と申します。

子供たちが毎日元気に楽しく、そして健やかに成長していけますように、職員で協力し合いながら、また保護者の皆様にご安心してお子様を預けていただける保育所になれるように運営していきたいと考えております。

どうぞ御指導よろしく願いいたします。

○**教育部長（小山久登君）** 以上のメンバーで令和5年度の教育委員会、進めてまいります。

どうぞよろしく願いいたします。

○**臨時議長（小泉嘉忠君）** 以上で職員の紹介を終わりにいたします。

午前10時27分 開会及び開議

- 臨時議長（小泉嘉忠君） ただいまの出席議員は12名です。
これより、令和5年第1回美浦村議会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

-
- 臨時議長（小泉嘉忠君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおり
といたします。

-
- 臨時議長（小泉嘉忠君） 議事日程（その1）に入ります。
日程第1 仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいまの着席の議席といたします。

-
- 臨時議長（小泉嘉忠君） 日程第2 これより議長選挙を行います。
選挙は、投票で行います。
議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

- 臨時議長（小泉嘉忠君） ただいまの出席議員は12名です。
次に、立会人を指名いたします。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番議員 諸岡正明君、3番議員
北出 攻君、4番議員 松村広志君を指名いたします。
投票用紙の配付をいたさせます。
事務局。

〔投票用紙配布〕

- 臨時議長（小泉嘉忠君） 念のため申し上げます。
投票は単記無記名です。
投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（小泉嘉忠君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。
事務局。

〔投票箱点検〕

- 臨時議長（小泉嘉忠君） 異状なしと認めます。
これより投票を行います。
2番議員から順番に投票願います。

〔各議員投票〕

- 臨時議長（小泉嘉忠君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（小泉嘉忠君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

2番議員 諸岡正明君、3番議員 北出 攻君、4番議員 松村広志君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（小泉嘉忠君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、

有効投票12票、

無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、下村 宏君 8票、

小泉輝忠君 4票、

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

よって、下村 宏君が議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（小泉嘉忠君） ただいま議長に当選されました下村 宏君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました下村 宏君に、御挨拶をお願いいたします。

〔9番 下村 宏君 登壇〕

○9番（下村 宏君） ただいま皆さんの多くの支持によりまして、議長に就任することになりました。

是々非々をもって、公平公正による議会の運営をしていきたいというふうに考えておりますので、皆様方の御協力、御支援よろしくをお願いをいたします。

以上です。

○臨時議長（小泉嘉忠君） これで臨時議長の職務を終了いたします。

議長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。

下村 宏議長、議長席にお着き願います。

〔9番 下村 宏君 議長席に着く〕

○議長（下村 宏君） それではこれより、議事日程（その2）に入ります。

日程第1 議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

議席番号並びに氏名を議会事務局長に朗読をいたさせます。

議会事務局長 柳堀君。

〔議会事務局長 柳堀 浩君 登壇〕

○**議会事務局長（柳堀 浩君）** それでは、議席番号並びに氏名を朗読いたします。

- 1番 下村 宏 議長
- 2番 諸岡 正明 議員
- 3番 北出 攻 議員
- 4番 松村 広志 議員
- 5番 葉梨 公一 議員
- 6番 小泉 嘉忠 議員
- 7番 塚本 光司 議員
- 8番 岡沢 清 議員
- 9番 山崎 幸子 議員
- 10番 林 昌子 議員
- 11番 小泉 輝忠 議員
- 12番 沼崎 光芳 議員

以上です。

○**議長（下村 宏君）** ただいま朗読したとおり、議席を指定します。
議席の移動につきましては、副議長の選挙後をお願いをいたします。

○**議長（下村 宏君）** 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

- 5番議員 葉梨 公一 君
 - 7番議員 塚本 光司 君
 - 8番議員 岡沢 清 君
- 以上を指名いたします。
-

○**議長（下村 宏君）** 日程第3 会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日限りとしたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（下村 宏君）** 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 これより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

副議長に、塚本光司君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名をいたしました塚本光司君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

塚本光司君が副議長に当選をされました。

ただいま当選されました塚本光司君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました塚本光司君に、御挨拶をお願いいたします。

〔7番 塚本光司君 登壇〕

○7番（塚本光司君） ただいま議長からの御指名によりまして、副議長になりました、塚本でございます。

下村議長をサポートしながら、かついろいろ学びながら、美浦村発展のために、私も精進してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 会議の途中ではございますが、ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時51分 開議

○議長（下村 宏君） 会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議席の一部変更についてを議題といたします。
議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部の変更をいたします。

議会事務局長に議席番号並びに氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長 柳堀君。

〔議会事務局長 柳堀 浩君 登壇〕

○議会事務局長（柳堀 浩君） それでは、議席番号並びに氏名を朗読いたします。

- 1番 下村 宏 議長
 - 2番 塚本 光司 副議長
 - 3番 諸岡 正明 議員
 - 4番 北出 攻 議員
 - 5番 松村 広志 議員
 - 6番 葉梨 公一 議員
 - 7番 小泉 嘉忠 議員
 - 8番 岡沢 清 議員
 - 9番 山崎 幸子 議員
 - 10番 林 昌子 議員
 - 11番 小泉 輝忠 議員
 - 12番 沼崎 光芳 議員
- 以上です。

○議長（下村 宏君） ただいま朗読したとおり、議席を一部変更をいたします。
議席の移動をお願いいたします。

〔議席移動〕

○議長（下村 宏君） 日程第6 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名をしたいと思います。

各常任委員の氏名については、議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 柳堀君。

〔議会事務局長 柳堀 浩君 登壇〕

○議会事務局長（柳堀 浩君） それでは、各常任委員会委員の氏名を朗読いたします。

総務経済委員会、下村 宏議員、諸岡正明議員、北出 攻議員、林 昌子議員、小泉輝忠議員、沼崎光芳議員。

厚生文教委員会、塚本光司議員、松村広志議員、葉梨公一議員、小泉嘉忠議員、岡

沢 清議員、山崎幸子議員。

以上です。

○議長（下村 宏君） ただいま朗読したとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定をいたしました。

会議の途中であります。暫時休憩といたします。

ただいま選任をいたしました各常任委員の方々は、休憩中直ちに正副委員長の互選を行い、その結果の報告を願います。

総務経済委員会は議員控室、厚生文教委員会は委員会室にて、招集をいたします。

皆さんよろしくお願ひします。

午前10時56分 休憩

午前11時07分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど各常任委員会が開催され、各正副委員長が互選をされましたので、その結果を報告いたします。

総務経済委員会では、委員長に小泉輝忠君、副委員長に北出 攻君。

厚生文教委員会では、委員長に山崎幸子君、副委員長に小泉嘉忠君。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名をしたいと思ひます。

議会運営委員の氏名については、議会事務局長に朗読をいたさせます。

議会事務局長 柳堀君。

〔議会事務局長 柳堀 浩君 登壇〕

○議会事務局長（柳堀 浩君） それでは御報告いたします。

議会運営委員、小泉輝忠議員、北出 攻議員、山崎幸子議員、小泉嘉忠議員、沼崎光芳議員。

以上です。

○議長（下村 宏君） ただいま朗読したとおり指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、ただいま指名をいたしましたとお選任することに決定をいたしました。

会議の途中ではございますが、暫時休憩といたします。

ただいま選任されました議会運営委員は、休憩中直ちに正副委員長を互選し、その結果の報告をお願いいたします。

議会運営委員会を議員控室にて招集をいたします。

皆さんよろしく申し上げます。

午前11時09分 休憩

午前11時17分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会において、正副委員長が互選をされました。

その結果を報告いたします。

委員長に沼崎光芳君、副委員長に山崎幸子君。

以上です。

○議長（下村 宏君） 日程第8 江戸崎地方衛生土木組合議会議員の選挙を行います。

本件は、江戸崎地方衛生土木組合同規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員2名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

江戸崎地方衛生土木組合議会議員に、沼崎光芳君、山崎幸子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました沼崎光芳君、山崎幸子君を江戸崎地方衛生土木組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました沼崎光芳君、山崎幸子君が江戸崎地方衛生土木組合議会議員に当選をされました。

ただいま、江戸崎地方衛生土木組合議会議員に当選されました沼崎光芳君が、また山崎幸子君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第9 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員を2名選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に、小泉輝忠君、松村広志君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名をいたしました小泉輝忠君、松村広志君を稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました小泉輝忠君、松村広志君が稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました小泉輝忠君、

松村広志君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第10 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙を行います。

本件は、龍ヶ崎地方衛生組規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員2名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に、小泉嘉忠君、北出 攻君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名をいたしました小泉嘉忠君、北出 攻君を龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小泉嘉忠君、北出 攻君が龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選をされました。

ただいま、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選されました小泉嘉忠君、北出 攻君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第11 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

本件は、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第3項の規定により、議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

す。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、林 昌子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました林 昌子君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました林 昌子君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました林 昌子君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例）から、日程第19 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）までの8議案を一括議題といたします。

なお、この8議案は関連しておりますので、一括して審議をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている8議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
議案第1号から議案第8号までの8議案を一括採決をいたします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、議案第1号から議案第8号までの8議案は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第20 議案第9号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、岡沢 清君の退場を求めます。

〔8番 岡沢 清君 退場〕

○議長（下村 宏君） お諮りいたします。
ただいま議題となっている議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。
ここで、岡沢 清君の除斥を解き、入場を許します。

[8 番 岡沢 清君 入場]

○議長（下村 宏君） 日程第21 議案第10号 美浦村大山マリーナの設置及び管理に関する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第22 議案第11号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第23 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員の委員長から閉会中の所管事務調査について、申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、令和5年第1回美浦村議会臨時会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 葉 梨 公 一

署 名 議 員 塚 本 光 司

署 名 議 員 岡 沢 清